

40年代史の空白

—オーストラリアによる天皇戦犯論を中心に(3)—

松 沢 哲 成

はじめに

1997～99年度において、比較文化研究所の総合研究課題「近現代における戦争終結過程の研究—比較文化的、歴史的、国際関係論的アプローチ」の研究代表者を務めた。その中で、個人的には、「天皇ヒロヒトの戦犯免責問題—オーストラリアにおける天皇戦犯論の形成とその現実化のための諸努力」を1999年6月に研究発表して以降、オーストラリア各地に所蔵されていた文書(当時)を軸に、米国、英国の公文書を渉猟して、第二次世界大戦の日本における終結状況を調査研究し続けてきた。その間年数も経って史料の量も増え続ける一方、日本の戦争終結をめぐる国際関係について、まだ決して十二分に確定的ではないもののある程度の見通しも立ち、大まかなイメージが固まりつつあるようになった。

日暮れて道遠し、の感は否めないで、思い切って書き始めたところである。如何せん量が多いので、一気に掲載させてもらえるようなところはなかった。やむを得ず、分載ということで史学科の『史論』、学会の『論集』に稿を投じた⁽¹⁾。今回は、以下、その続きという形をとった。しかしながら、以上説明してきたように、これらはすべて、97年度以降における比較文化研究所総合研究に端を発した、一連の研究調査に他ならない。冒頭にそのことを明記し、研究所にお礼を述べたい。

1. 国際検察局成立の陰に—キーナンとマッカーサーと米国統合参謀本部

先にも一瞥したように⁽²⁾、1944年12月2日計39名を引き連れワシントンを出発したJ. B. キーナン米大統領法律顧問団団長は、東京に着いて明治生命に事務所を構え終わりもしない7日の昼頃、マッカーサー連合軍最高司令官に呼び出され、マーシャル將軍立ち会いのもとこれと会見した。キーナンによれば約1時間半の間、マッカーサーの強調したところは以下のようであった。

- 1) 判決の下されるのは、できる限り早い方が望ましい。
- 2) 我が国民を殺したので日本人戦犯を罰する、というように訴追を簡明にすること。
- 3) 公判は、遡及原則に敵対するどのような法理論にも依拠して欲しくない。

マッカーサーは、被告の範囲を、東条英機とその内閣員、および侵略戦争を引き起こすことに何らかに加担したその他の人々というように限定すれば、そういった早期判決も可能なのではないかと考える、と述べた。

また、国際法廷に賛成するが、その設立は戦犯処罰という肝心の目的が損なわれない期間内であればならない、とも述べた。

さらに、降伏文書署名国が、何らかの理由で、判事や検事を送ることは不相当と考えた場合は、できる限り国際的な人員を求め、それでも不足の部分は米国判事で補おう、とも述べた。引き続きやりとりした結果、下記の点について統合参謀本部と協議することとなった。すなわち、起訴の範囲、[国際軍事裁判所設立]条例の概要、「指定受益者」の軍事上の位置、第1回公判廷の予想期日である。いずれにせよ、関係諸国は、1月1日ないし5日までに法務官の氏名を送って来るべし、ということになった⁽²⁾。

ここで一番の問題は、罪刑法定主義はとらない、すなわち後に制定された法でも遡って適用される、とするマッカーサーの意見であろう。

さすがにマッカーサーほどのごりごりの軍人であっても、平和に対する罪、人道に対する罪が国際法として第二次世界大戦勃発以前に存在したわけではない、ぐらいいは知っていたのか、と思ったものである。しかしながら、この文章に付せられている「draft」(前日付)を読んでもみると、マッカーサーの発言にはこれに該当する部分がないのである。草稿にないものが清書された原稿にはあるということは、2人の間でこのことが話題にされたのだが、マッカーサーの側が言い出したものではない、少なくとも強調したりしたのではない、ということを示唆しているのではなかろうか。あるいは、キーナンがそれを言い出し、マッカーサーがそれに反対しなかった、ということかもしれない。推定でしかないが。

この会見では、マッカーサーの意見表明のあとにキーナンの発言があったことが、草稿には次のように記されている。

「私は将軍に対し、連合国最高司令官としての貴下の任命によって私が検察官として働く任務を負ったことを充分理解しております、また貴下の担う困難の一部、できればそのすべてを肩代わりするという最重要の目的を持ってやってきました、と述べました。将軍は、心からなる協力の気持ちを示すとともに、私の述べた見解に対し、そう、一種評価するといった態度を示したのです」⁽³⁾。この瞬間、米大統領の指名による一種私的な法律顧問団(団長)が、連合国による国際裁判の(首席)検察官に、変貌を遂げたのであった。

続いて次の数日の間に連絡が取り交わされて、お互いの見解を再確認するとともに、できるだけ早い期日に公判を開きたいとの先の意向が伝えられた。そこで、およそ1週間後にもう一度マッカーサーと会ったところ、統合参謀本部から、国際裁判の法務官の軍隊に

おける階級および裁判の性質に関し問い合わせがあったので、それに回答してほしいと私の方に要望してきたのである。キーナン自身の助言によって、統合参謀本部は連合軍各国に対し、公判に関与する判事なり検察官なりの名前を1月5日までに言ってきてほしい、と後に通知してきた。

それに向けてのキーナン組の最初の仕事が、国際軍事条例や法廷規則などの準備のための諸作業であったとされている。

紛れもなく、45年12月7～14日頃までの間に、実質上同条例の中身は固まったようである。日付は明記されていないがこの頃 We have now substantially completed the Charter(もう実質上条例づくりを終えた)という一節があるからである。ただし、理論的問題は残ったともいう。

マッカーサーが極東国際軍事裁判条例を制定したのは翌46年1月19日であるが、その前段階の下ごしらえが、弁護士25名、現役の軍人7名、同数の民間人よりなるキーナン首席検事以下のグループ⁽⁴⁾によってなされたことは、こうして明らかであろう。国際検事局は前年のマッカーサー-キーナン会見を機に作られ始め、同条例や法廷規則などが検討され決められていく過程で打ち固められていったということができるであろう。

英国はこれらの動きにいち早く飛び乗り同調したと見てよい。45年12月24日付外務省発ワシントン宛電報で次のように言っている、「我々はキーナン氏と共に働く適切な英国検察官を懸命に探している。その間、できるだけ早く同氏と話し合いを始め、現在構想中の法廷設立に関しできるだけ我々の考えを考慮に入れるよう求めていきたいと真剣に考えている」⁽⁵⁾と。

以上は、前回連載でも述べたように、1945年末～46年初のアメリカの強引な政策展開の一端を如実に示すものであり、そうした米のいわば一国主義的なやり方に英が同調し便乗した有り様を映し出すものであったろう。

こういった状況に対して、ヒロヒト戦犯処罰を掲げたオーストラリアはどういう対応をしたであろうか。また、それら両者に対して、Commonwealthを掲げたかつての大英帝国は、どういった措置を執ったであろうか。

英と米側から見てもこう。この段階ではまだ、ソ連の存在は十分に意識されているものの、その動きは具体的なものとはなっていない。

2. 英米の共謀

この両国が天皇を戦犯として起訴することは政治的にあまり得策ではない、という大まかな線で一致していたことは、先にも見たとおりである。先に引用した12月24日付英外務省書簡でも、「天皇を戦犯として起訴することは重大な政治的大失策だという我々の見

解を、撤回したり変えたりする必要はまったくない」と断言している⁽⁵⁾。

だが、ここでは、さらに進んでこの両者は、示し合わせて豪提案の棚ざらし策をとっていたことを、史料によって確認していきたい。

英国公文書「日本人戦犯：豪主要戦犯リスト」⁽⁶⁾は、1946年1月9日付で、オーストラリアの戦犯リストを受領したとし、英外務省のボーモント Beaumont が次のような解説をしている。

豪の日本人主要戦犯リストは、昨年11月自治領事務所を通じて提出されたが、その時にはまもなく撤回された。今回は同事務所を通じることなく直接国際戦犯委員会 (UNWCC) に提出された。挙げられている人名は先に名指しされたものとまったく同じだが、今回のリストには、長々とした序文、個々人に適用される犯罪類型、学歴が付されている。(中略)

このリストの興味深い主要特徴は、またも天皇の名を含んでいることである。実際序文の大部分は天皇が戦争犯罪人であることを証明するためのものであり、第1章は「戦争ともなれば天皇の勅許が不可欠であった」という言葉で結ばれている。

UNWCC 米代表の Joseph V. Hodgson (大佐) が電話をかけてきて言うのには、「天皇が含まれているので、このリストの検討を実質的に引き延ばすためお互い頑張ろうではないか (明日の UNWCC 第一委員会にかかる予定)、その口実としてはリストが長すぎるので、各代表が見解を定めるのに時間がかかる、がよいだろうと」。

ボーモントは1月29日付で英代表のロバート・クレーギー卿に一筆したため、連合国から派遣されてきている極東国際裁判所検察官たちが戦犯名を特定するために協議中だから、そちらに任せようと提案し、クレーギーも「最良の議論の仕方だ」と賛成していた。だが、本人は、2月5日会議にかかるはずだが自分は所用で欠席する、と言っている。どちらにせよあまり熱心な態度ではない。

アメリカは、第一委員会の5名の委員のうち第三者に属すチェコスロバキアかベルギーをこの実質延期路線に誘い込み、多数派を考えているという。

自治領事務所のカミング・ブルースと話し合ったところ、彼も実質延期のために努力するというやり方に賛成だったが、同時に、豪に反対するこのようなことはあくまでもアメリカに主導権をとらせるべきだとも主張していた。この点もクレーギーには伝えておいたという。

ボーモントによれば、豪政府の目的はあまり明瞭ではないが、おそらく豪は同リストについて UNWCC の支持を取り付けておき、その後同政府がマッカーサーに外交手段を使

い訴える際に列国の道徳的支持を得ておきたいというものではなからうか、という。

沈みゆく大英帝国の一員としてボーモントは、豪がこのようなリストを彼らの了承をも経ずに連合国の委員会に提出したこと自体については苦い思いがあるが、他方そこに引っかかって協道にそれること自体は決して歓迎すべからざること (unwelcome) ではない、と結論している。ここまでくると、この戦犯リスト問題は天皇は戦犯か否かという問題をやや離れ、コモンウェルス自体の引き締め、大英帝国の残映という動機も無視できないものとなってくるであろう。ヨーロッパでは UNWCC などの委員会が、四大列強に対する弱小諸国 (the smaller powers) の不満や批判の表明の場になっている場合が度々あったとし、そういう空気抜きになるのならそれもよいのではないか、と結んでいる。

同委員会での棚ざらしこそが、英国の最大最良の策ということになり、しかも米が主導するので仕方なくそうするのだと見せかけたわけである。あくまでも英国紳士風に！

この文書に、英外務省極東課の人間(署名が読めない)の1月11日付コメントがあるのだが、それが上記のような英国紳士風と完全に共振している。すなわち、アメリカは天皇を保持していることの価値を知ったのだらう。米代表がリスト審議の延期を必死に主張することからもそれは明らかだ。米は豪提案の棚ざらしにそれほど熱心なのだから、彼らに先頭を切らせておくべきだ、と。

こうしてみると、振り返って46年1月1日付天皇のいわゆる人間宣言の持つ意味が、重要なものとして浮上してくるであろう。

対日英外務省顧問マクダーモットは、同年1月3日付『日本に関する週報』において以下のような見解を述べている。

天皇は同宣言によって、日本に民主的な政府形態を設立するという方向にはっきりと踏み切った。それは、連合国占領当局に組み入るものであり同政策に沿うものだ。だが、そのことを過大視したり誤って解釈してはならない。彼は、そのことによって軍部から着せられた神という幻想の制度化を取り払っただけに過ぎない。天皇は依然としてその臣下と精神的に繋がれているという、ヨーロッパの君主の持たない特性は維持しており、そのことは明治天皇時の五箇条の誓文を引き合いに出しているところからも明らかである。したがって、時間をかけた教育を通じて人民の考え方が完全に変わるのでない限り、国家主義者が天皇を武器として悪用し覇権を打ち立てる可能性は残されている。

天皇およびその助言者グループは、現実のひとつの政治勢力として、(占領初期彼に負わされその後いささか曖昧となった)民主主義の旗手という地位を取り戻した。他に手段はなかったのでもあるが、日本民族の優越性および世界を支配するというその

使命を否定することによって、天皇はマッカーサーの路線へ追随した。(神ではなくて)人に似た性質を持っているという天皇ではあるが、詔勅は聖書と同じ力を依然持っている以上、この宣言は好戦主義復活を阻止する有効打となるであろう⁽⁷⁾。

一言でいえば、天皇(勢力)には人民を呪縛する力が依然あるので、実際的な政治勢力のひとつといえる、というのである。彼此相呼応するというものであろう。

天皇は第一級の戦犯だから断罪せよ、というオーストラリアの議論は、この時点でかなり危ういものとなっていたといえよう。

3. オーストラリアの対応

では、そのオーストラリアはどういった対応をしていったらだろうか。オーストラリアは、ゆるゆると、しかし着実に、歩を進めようとしていた。

1月10日付豪外務省宛電報で同ロンドン外交代表部は、「昨9日 UNWCC の会議に、マンスフィールド判事が日本人主要戦犯豪州第一次リストを提出したが、同委には平和・人道に対する罪を扱う権限がないのではないかと疑義が出された。豪代表のマンスフィールドは抗議したが、問題は2週間後に引き延ばされた。したがって、最終的に委員会が態度を決定しても、検事団が我々のリストを見て検討するには遅すぎるのではないかと…」と嘆いた。しかしマンスフィールドはなおも執拗に「(これで)問題は實際上委員会の手から外れたが、なお全力を尽くしてリストを同委の決定にしようとしている」とされていた。

だが他方でオーストラリアは、「UNWCCでの検討は続ける一方、本リストをワシントンの極東諮問委員会戦争犯罪委員会にも提出し、そこに挙げられている人たちを裁かるべき最終リストに搭載するようにすべきではないかと考え」て⁽⁸⁾、キャンベラの米大使館を通じ豪の主要戦犯リストをすでに米公使館に渡したという。他方、「手元のリストのコピーを正式に米国務省に渡し、裁判にかけるべき最終リストの決定は極東委員会がすべきだと提案した方がよい」ともしていた⁽⁹⁾。

膨大な FEC 文書にはまだ当たっていないけれど、この筋への働きかけは成功しなかったようである。極東委員会は、当時、別の調査や GHQ/SCAP との打ち合わせで手一杯であった模様だからである。また、「私(在東京豪代表のフォーシス)の印象からすれば、SCAP の人たちは天皇を切り札として持っていれば役に立つとし、立憲君主制の線であろうとしている」からでもある⁽¹⁰⁾。つまり、この段階で GHQ/SCAP は天皇免罪に心を決めており、米国内もそれを肯定していたと見られるのである。

極東国際軍事裁判所条令が1月19日に制定され22日に公表されたことは、天皇戦犯論をとるオーストラリアにとっては、政治的には相当の痛手であったろう。しかし、彼らは

すぐにはめげなかった。外務大臣とマンズフィールドなどとの相談の結果、23日の会議には、その道の権威ベイリー教授の出席を要請したのである。あくまでも「闘い」の姿勢である。そこでは下記の諸点を強調しようということになった。

- 1) 現在委員会の課題は、ヒロヒトが有罪かどうかを決めることではなくて、明らかに有罪となりそうな事件として今後さらに証拠を吟味していくべきかどうかを決めることである。リスト序文の第3パラグラフ参照。
- 2) 日本の憲法によれば、天皇の裁可がなければ戦争は始められない。また、人民と軍国主義者に対する天皇の支配力は、降伏の行われた際のその役割に、如実に現されている。
- 3) 天皇は宣戦の詔勅ならびにそれに引き続く詔勅を発した。
- 4) 戦争の準備、開始、遂行に際し軍国主義者の行為に不同意だったのなら、退位することができたはずである。
- 5) (例えばウェブリポートで明らかにされたような)日本軍による残虐行為は広範囲かつ持続的であったから、天皇もそのことを何らかの形で知ったに違いないと推定し得る。
- 6) 現在進行中のニュルンベルク裁判におけるジャクソン判事声明によれば、日本も調印しているパリ平和条約では、侵略戦争を遂行する国家元首は戦犯として個人的な責任を負うものとされている。

もし委員会がヒロヒトの戦犯リスト搭載を納得しないならば、ベイリーはこの否決を避けてむしろ延期を計るべきであろう⁽¹¹⁾。

そして、その23日総会について。

豪側もこの頃になると「委員会に平和と人道に対する罪を取扱う権限があるか疑問だとして、メンバー何人かが豪戦犯リストの検討の遅延を計っている」ことを察知したようである。ロード・ライトは当然上記2つの罪を裁く権限が本委員会にあるという見解を述べたが、上記のような疑問を根本的に解消するために各代表が自国政府に問い合わせることを求め、その上で次回会議においてこの件の採決を行いたいとした⁽¹²⁾。

続いて1月30日の会議。

本委員会は平和と人道に反する罪を取り扱う権限はあるとの決議案を採択(米など棄権)したが、豪リストの検討を次回に延ばす提案にロード・ライトも賛成した。英代表・ロバート・クレーギー卿のように「天皇と他に何人か我ら(豪)のリストに含まれる複数の人物のリスト搭載に反対である」など、「委員会メンバーとの非公式な会話や今日の会議で述べられた見解などから察するに、豪リストにあるすべての人物を(戦犯と)認めることには非

常に強い反対があることは確かである」⁽¹³⁾。

2月5日 UNWCC 第一委員会。

豪のベイリー教授は、委員会はドイツ人戦犯に行った同様のやり方を日本人戦犯にも行えと主張。だが欠席多く、一般原則もからむので、ロード・ライトの提議では審議は13日に延期とせざるを得なかった。議長席にあったクレーギーは次のような4点を説いて、豪を説得にかかった。① 連合王国政府は、オーストラリアのことは十分理解できるしできるだけ協力したい。② 戦争開始につき軍国主義者と同意見ではなかった日本政府部内者はリストから外すべきだ。③ 東京の検察陣が被告リストを作っているのだからそちらに任せてはどうか。しかし、ベイリーは、原則的立場を頑固に守った⁽¹⁴⁾。

2月13日総会。ここが山場であった。

ベイリーは、本委員会が特別委員会を設けて豪リストをもとに日本人主要戦犯リストを作成し、発表すべきであると、委員会文書 C. 145 を引用しつつ提案した。

これに対して、ドイツと日本を同一に扱うという原則には賛成だが、具体的に考えるとまったく同じということはいできない。米は、それを見てある提案をした—豪リストを極東委に送り、証拠十分の人物の名は検察陣に送り起訴名簿に載せるよう要請する、というものであった。この件をワシントン送りにして事実上審議打ち切りにしよう、というものであったろう。「ベイリーが次いで、リストがワシントンで検討されている間は本委員会の小委員会は引続きリストに付き作業するのか、と質問した」が答えはノー！であったのだ。

オーストラリアとしては「会議以前にすでに明確だったのだが、この問題につき何らか明確な見解を持っているメンバーはたいてい、リストは委員会の責任なのだという考えをくじこうとしていた。また、どのような議論がなされるかに関わりなく、我らのリストあるいはその一部が委員会に受入れられるために必要な票は獲得し得ないということが、会議が終らない前にすでに明白となった」と嘆かざるをなかったところである⁽¹⁵⁾。

こうして、1946年2月頃すでに豪はほぼ孤軍奮闘の有り様であり、他方米英側は密かに、天皇制を保持しながらの民主主義体制へと日本国内を転換させるための方策を練っていたのであった。例の憲法草案(現在の憲法となったものの原案)がGHQ/SCAPによって提起される直前、極東委員会に米代表兼事務総長の Erle R. Dickover が提出していた「日本統治体制の改革—事務総長覚え書き」(46年1月25日付)は、その当時米占領軍当局の構想していた日本国内体制像を知るための恰好な一例といえよう。それに対するオズワルド・ホワイトの詳しいコメント(2月13日付)⁽¹⁶⁾とともに、いずれ稿を改めて詳細に検討を加えることとしたい。すなわち、「第6章決着、その後」として、2月後半から4月前半にかけてホンの少しばかりだが迷走した要因をも見極めつつ結局決着へと至る過程を追

うとともに、その前後における国内統治体制の諸構想を見渡しながら結局落ち着いた先がどのようなものであったか、その歴史的 position について考察して全体の締めとしたい。その別稿についても、できるだけ早い時期に決着をつけたいと考えている。

註

- (1) 「40年代史の空白—オーストラリアによる天皇戦犯論を中心に(一)—」(東京女子大学史学科紀要『史論』58、2005年3月)、「40年代史の空白—オーストラリアによる天皇戦犯論を中心に(2)—」(東京女子大学紀要『論集』56-1、2005年9月)。
- (2) 「40年代史の空白—オーストラリアによる天皇戦犯論を中心に(2)—」前掲96ページ。
- (3) Notes on Meeting with Secretary of War, 5 Jan 1946(国防大臣との会談メモ)(GHQ/SCAP M 1688 Roll 所収)による。
- (4) 46年1月4日付草稿(GHQ/SCAP M 1668 Roll 2 所収)、原文は以下の通り。

I indicated to the General my full realization of the duties of acting as a prosecutor by virtue of his appointment as the Supreme Allied Commander and told him that I came for the prime purpose of removing some difficulties from him and if I could so manage it to bring none to him. The General indicated a wholehearted spirit of cooperation and, indeed, a sense of appreciation of the view expressed.

- (5) 元のFBIの法律顧問 Horace Edwards、ゴッフ大佐、などを含む。他に19名の秘書がいたという。なお、国際検事局調査課の課長は B. E. サケット大佐で、元のFBI調査官 agent だという。キーナンは、同上メモで海軍にも応援を頼みたいとしている。なお、このようなメモが米国防長官宛に記されていることは、キーナンが米陸軍に直結していたという印象を与えるものである。現地日本ではGHQ/SCAPの配下にあったが、本当は米国内の国防省の下に列していたともいえよう。
- (5) 英国公文書館、FO 371/57422、p. 176。この時決まった検察官が、英国大検察官の代理たる コミンズ・カーであった。また、ゲアドナー、サンソム G. Sansom、マクダーモットなどが、この時の英国のこの問題に関わる人たちであった。この書簡を含む「日本人戦犯」46年1月9日付、というファイルによる。
- (6) 英国公文書館、FO 371/57430、p. 21-24。
- (7) 英国公文書館、FO 371/54127 所載の同週報から。最後のところだけ原文を載せておこう。

As a practical political force the Emperor, or perhaps one should say his advisers, has resumed the position of champion of democracy which was thrust upon him at the beginning of the occupation but which had latterly become obscured (see paragraph 11 of enclosure to my despatch No. 53 of the 14th December). He could scarcely have taken any other course, following the directive on State Shintoism. He has also followed General MacArthur's line, in denying the theory of Japan's racial superiority and mission to rule the world. In spite of the present Emperor's anthropomorphic tendencies, an Imperial Rescript has the force of Holy Writ and this pronouncement will be a useful deterrent to a revival of jingoism.

なお、このマクダーモットの執筆した週報は、この号が最後となった。こういった総合的な情報を伝えるやり方はもはや限界で、この後は通常の領事館がやればよい、その場合には政治や経済などに分けて情勢報告をするのがよい、という意見で締めくくっている(英国公文書館 FO 371/54128 参照)。それが、ゲアドナー団長の率いる新しい駐日英外交団の月間報告ということになる。なお、これまで『史論』『論集』などでゲアドナーと記

してきたが、ゲアドナーの間違いであった。史料の印刷が薄くて濁点が見えなかった。オクスフォードのオールド・ライブラリーの司書に指摘されて、初めて気がついた。感謝したい。

- (8) 以上は、46年1月10日付ロンドン外交代表発豪外務省着電報22号(A 1067、UN 46/WC/1、p. 130)による。A 1067は、キャンベラにあった文書館(正式にはオーストラリア文書館首都地域分館)の当時の記号である。以下同じ。現在、キャンベラやメルボルンの各文書館は統合されて豪国立文書館となり、記号も一本化されたようであるが、今のところ詳細は不明である。
- (9) 46年1月14日付ワシントン豪公使館宛豪外務省電報80号(A 1067、UN 46/WC/1、p. 128)。
- (10) 46年1月18日付フォーシス(在東京)発豪外務省着電報11号(A 1067、UN 46/WC/1、p. 105)。「極東委員会」という頭書きのある電報である。
- (11) 46年1月22日付ロンドン外交部代表宛豪外務省電報81号秘密 最緊急 ブリッジランド宛(A 1067、UN 46/WC/1、p. 82)。
- (12) 46年1月24日付ロンドン外交部代表・ブリッジランド発豪外務省着電報60号、貴電1月22日付81号参照。主要日本人戦犯(A 1067、UN 46/WC/1、p. 76)の冒頭部分。
- (13) 46年1月30日付ロンドン外交部代表発豪外務省着電報第74号(A 1067、UN 46/WC/1、p. 72)。戦争犯罪。1月28日付貴電第96号。
- (14) 46年2月6日付ロンドン外交部代表・ブリッジランド発豪外務省着電報第90号、ワシントンへ転電2月6日付第18号。戦争犯罪(A 1067、UN 46/WC/1、p. 70)。クレーギーの説得理由の④は、極東委員会[FEC]についての豪の問い合わせに対する米國務省の答弁と実質上同じであった。すなわち、「合衆国政府の考えによれば、戦争犯罪に関する極東委員会の機能は、その下に極東地域の戦犯が逮捕され、公判に付され、判決を下される方針・原則・基準を設定するところにある。FECは、日本における裁判の被告リストを最終決定する適切な機関とはいえない。委員会がワシントンにあること、この仕事を扱えるようなタイプの人員を考えに入れば、主として日本から送らざるを得ない証拠を吟味し、公判にかけられるべき個人名リストを最終的に決定するという精密な仕事を同委員会が引き受けることは、困難であろう。東京の総司令部国際検事局(the International Prosecution Section of the Supreme Commander's Headquarters in Tokyo)は、豪代表のマンフィールド判事を含め今や署名国政府代表の追加で国際化されつつあるから、現在東京で得られる証拠を収集し評価を下すという現在の仕事を継続して、東京に今後設立されるはずの国際軍事裁判で起訴-判決されるべき日本人戦犯リストを総司令官に勧告するべきである。おそらく、そうした議論の途次豪代表は、追加情報や豪政府の見解を、国際検事局の目に留めさせられるだろう」(46年2月7日付ワシントン・豪大使館発豪外務省着電報第123号(A 1067、UN 46/WC/1、p. 69) 貴電80号。日本の戦争犯罪)
- (15) 46年2月15日付ロンドン外交部代表発豪外務省着電報第103号、ワシントンへ転電22号。戦争犯罪。(A 1067、UN 46/WC/1、p. 65,6)
- (16) 英国公文書館 FO 371/54128, p. 67~79。なお、同文書 p. 142~53は同著者による「最近の日本の政治情勢要約」で、参考となる。また、「極東委ジョージ・サンソムに対する松島外務次官の発言要領」(同2月末)同 FO 371/54130、p. 24~41も、吉田茂外相やその周辺の見解が示されており、またそれに対するサンソムその他関係者のコメントが手書きで記されており、当時の日本国内体制検討には大いに役立つであろう。

(2006年9月3日脱稿)

[文理学部教授(日本近現代史) 1997~99年度総合研究16(近現代における戦争終結過程の研究—比較文化的、歴史的、国際関係論的アプローチ—)研究代表者]